

■ 死亡届に関するご案内

連絡先：住民課 ☎ 0280-81-1303

埋火葬許可証について

死亡届の手続き終了後に「埋火葬許可証」を交付します。火葬の際に斎場等で必要となります。火葬後、斎場が「埋火葬許可証」に火葬済みであることを証明してお渡しいたします。ご遺骨を墓地や納骨施設に納める際に必要となりますので、大切に保管してください。

除籍になった戸籍の交付申請について

【亡くなられた方の本籍が境町にある場合】

除籍になった戸籍ができて上がるまでの期間

境町に届出し、本籍が境町にある場合：約1週間

境町以外に届出し、本籍が境町にある場合：約2週間

【亡くなられた方の本籍が境町以外にある場合】

除籍になった戸籍ができて上がるまでに死亡届を受理した日から約2週間かかります。すぐに本籍地の市区町村に請求をされても、戸籍ができていない可能性がありますのでご注意ください。念のため、10日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上、請求されることをおすすめいたします。

〈必要なもの〉 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

〈請求できる人〉 配偶者、直系親族、相続人

亡くなられた方の住民票除票の交付申請について

死亡に伴う手続きや官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

〈必要なもの〉 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

〈請求できる人〉 相続手続等を行う方（相続であれば相続人の方、年金や保険等であれば受取人の方、遺言書の執行人になっている方）

※亡くなられた方の死亡届を境町に届出した場合は、受理した日から交付できます。

※亡くなられた方の死亡届を境町以外の市区町村に提出された場合は、住民票の反映に時間を要します。

※亡くなられた方の住民票（除票）には、マイナンバーの記載はできません。